

おかやま若者就職支援センターにおけるカウンセリング事業
及び情報提供事業と国（おかやま新卒応援ハローワーク等）の
職業紹介事業との連携について

岡 山 県
岡山労働局

1 趣 旨

おかやま若者就職支援センター（以下「センター」という。）並びにおかやま若者就職支援センター津山相談室（以下「津山相談室」という。）及びおかやま若者就職支援センター倉敷相談室（以下「倉敷相談室」という。）のカウンセリング窓口における支援対象者は、学生生徒及び未就職卒業者を含む概ね50歳未満の若年者であることを踏まえ、以下のとおり関係各機関の連携を図り、機能的かつ効果的な就職支援を行うこととする。

2 連 携（対象者の区分及び各機関が所掌する業務内容に応じた的確な対応）

（1）職業・就業に関する意識啓発及びカウンセリングを特に必要とせず、応募先事業所・職種等の適格な選択を自ら行うことができる者に対する各機関との連携について

イ カウンセリング窓口における対応

イ) おかやま若者就職支援センターの対応

① 学生生徒及び未就職卒業者（卒業後3年未満の者）については、おかやま新卒応援ハローワーク（センターに併設）に誘導する。

② ①以外の若年者については、就職サポートコーナーに誘導する。

ロ) 津山相談室及び倉敷相談室の対応

津山相談室及び倉敷相談室は所在地を管轄する津山又は倉敷中央公共職業安定所に誘導する。

ロ おかやま新卒応援ハローワークにおける対応

カウンセリング窓口から誘導された者を含め、「おかやま新卒応援ハローワーク運営要領」に基づく職業相談・職業紹介を行う。

ハ 就職サポートコーナーにおける対応

カウンセリング窓口から誘導された者を含め、「一般職業紹介業務取扱要領」に基づく簡易紹介を行う。

ニ 津山及び倉敷中央公共職業安定所における対応

カウンセリング窓口から誘導された者を含め、「一般職業紹介業務取扱要領」及び「新規学校卒業者職業紹介業務取扱要領」に基づく職業相談・職業紹介を行う。

ホ カウンセリング窓口からおかやま新卒応援ハローワーク、就職サポートコーナー並びに津山及び倉敷中央公共職業安定所に誘導された者の職業紹介の状況を本人の了解の下、カウンセリング窓口へ情報提供する。

(2) 職業・就業に関する意識啓発等が必要であると判断される者に対する各機関の対応

イ カウンセリング窓口における対応

カウンセラーによる担当者制及び予約制の個別カウンセリング、若年者地域連携事業における意識啓発セミナーの受講勧奨等を行うことにより、手厚い支援を行う。

なお、職業紹介を行うことが適当であると判断される段階に至った者については、本人の了解の下、カウンセリング事跡等必要な事項を記載した書類の写しを回付する等により、おかやま新卒応援ハローワーク、就職サポートコーナー又は関係ハローワークに取り次ぐこととする。

ロ おかやま新卒応援ハローワークにおける対応

個別カウンセリングが必要であると判断される者については、カウンセリング窓口へ誘導する。

なお、職業紹介を行うためにカウンセリング窓口から誘導された者（イの後段に該当する者）については、「おかやま新卒応援ハローワーク運営要領」に基づく職業相談・職業紹介を行うこととする。

ハ 就職サポートコーナーにおける対応

個別カウンセリングが必要であると判断される者については、カウンセリング窓口へ誘導する。

ニ 津山及び倉敷中央公共職業安定所における対応

個別カウンセリングが必要であると判断される者については、津山又は倉敷相談室へ誘導する。

3 その他

業務運営を行うに当たって疑義等が生じた場合には、岡山県と岡山労働局で協議を行い解決するものとする。